(目的)

第1条 この規程は、芝浦工業大学専門職大学院学則第2条第2項に基づき、芝浦工業大学(以下「本学」という。)が芝浦工業大学専門職大学院(以下「専門職大学院」という。)の教育・研究諸活動について、第三者による客観的な点検・評価を受け、その点検・評価結果に基づき、専門職大学院の教育・研究活動の改善・充実を図るための点検・評価について定めることを目的とする。

(点検・評価委員会の設置)

第2条 前条の目的のため、本学は、芝浦工業大学専門職大学院点検・評価委員会(以下「点 検・評価委員会」という。)を設ける。

(点検・評価委員会の構成)

- 第3条 点検・評価委員会は、本学以外の組織等に所属する者の委員(以下「点検・評価委員」という。)により構成する。
- 2 点検・評価委員は、専門職大学院の教育・研究活動及び運営に関して、専攻分野に係 る高度の専門性を要する職業等に従事し、専門職大学院に関し広く、かつ高い識見を有 する者とする。
- 3 点検・評価委員会は、10名以上の点検・評価委員をもって構成する。
- 4 点検・評価委員会に、点検・評価委員の互選により委員長を置く。

(点検・評価委員の任命)

第4条 点検・評価委員は、学長が任命する。

(点検・評価委員の任期)

第5条 点検・評価委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(点検・評価委員会の任務)

第6条 点検・評価委員会は、次の任務を行う。

- 2 点検・評価委員会は、年1回、学長の指定する時期に、別に定める「点検・評価実施項目」によって点検・評価を実施する。
- 3 点検・評価実施のための細則は、別に定める。
- 4 点検・評価委員会は、学長あてに点検・評価報告書を提出する。

- 5 点検・評価委員会は、必要があれば学長の了承を得て、臨時に点検・評価作業を実施 することができる。
- 6 点検・評価委員会は、専門職大学院のマネジメントについて、フォローアップのため の勧告を行うことができる。
- 7 点検・評価委員会は、点検・評価の活用、公表等について、学長に適切な助言を行うことができる。

(庶務)

第7条 点検・評価委員会の庶務は、学事部大学院事務課が行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、専門職大学院工学マネジメント研究科教授会の議を経て、理事会が行う。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。